

## 板橋区子ども家庭総合支援センター開設後の状況について

板橋区子ども家庭総合支援センターは、令和4年4月1日に開設し、これまで区が担ってきた子ども家庭支援センター機能を移転し、継続して業務を行ってきた。

その後、令和4年7月1日より児童相談所設置市へ移行し、子ども家庭支援センター（市区町村子ども家庭総合支援拠点）と児童相談所の機能を併せ持つ施設として業務を開始しており、開設後の状況について、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 支援課における対応状況(子ども家庭支援センター機能)

##### (1) 相談受付の状況（速報値）

		4月	5月	6月	3か月間合計	7月1日～31日
児童虐待相談		83件	99件	88件	270件(289件)	9件
内訳	身体的虐待	21件	19件	22件	62件(61件)	1件
	性的虐待	1件	0件	0件	1件(3件)	0件
	ネグレクト	15件	24件	17件	56件(48件)	4件
	心理的虐待	46件	56件	49件	151件(177件)	4件
養護相談(虐待相談除く)		91件	48件	55件	194件(63件)	55件
育成相談		33件	32件	37件	102件(22件)	27件
その他		31件	21件	18件	70件(11件)	19件
合計		238件	200件	198件	636件(385件)	110件

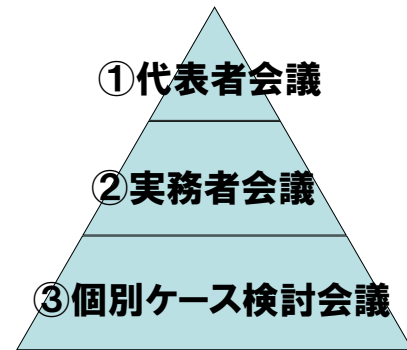
※( )内は、令和3年度同時期(4月～6月)の件数

- ・区民からの児童虐待通告・相談については、相談支援係が窓口となり、必要な助言やサービスの提供につなげている。相談を受け付けた際には、内容を確認・整理したうえで、受理会議にて主たる担当者や当面の調査方針を決定し、子どもや家庭への支援を開始している。

(2) 要保護児童対策地域協議会の実施について

会議名	回数	開催月
代表者会議	2回	6月・2月
実務者会議	前期2回・後期2回 (中学校区ごとで実施)	前期 7月～9月 後期 1月～3月
関係機関訪問 (アウトリーチ)	各関係機関へ訪問し情報共有	10月～12月
個別ケース検討会議	状況に応じて開催 ※令和3年度は218回	年間通じて実施

- ・要保護児童対策地域協議会の機能拡充を図るため、支援課に地域連携推進係を設置した。個人情報保護のもと「要保護児童等」に関する情報共有及び支援内容について、三層構造からなる会議体で協議を実施する。(右図参照)
- ・新たな取り組みとして、関係機関へ職員が訪問し、ケース児童の状況等について、情報収集及び情報共有を行い、フィードバックする関係機関訪問 (アウトリーチ) を実施する。



2 援助課における対応状況(児童相談所機能)

(1) 東京都北児童相談所及び支援課からの引継ぎケース等の状況

1、東京都北児童相談所から引き継いだケース	件数
①終結ケースを含めた総引継ぎ件数	8,780件
②係属中ケースの総引継ぎ件数(③+④+⑤)	732件

③引き継いだ調査中(対応未決定)のケース (うち一時保護中の児童)	253件 (21件)
--------------------------------------	---------------

④在宅措置等ケース		284件
内訳	児童福祉司指導	224件
	継続指導	59件
	その他	1件

⑤施設入所措置等ケース		195件
内訳	児童養護施設	137件
	乳児院	16件
	児童自立支援施設	6件
	里親 (うち、ファミリーホーム)	21件 (1件)
	その他	15件

(2) 開設後の対応状況(速報値)

引継ぎケース+新規受付	7月31日現在
②引継ぎケース+新規受付の総件数	1,033件

③調査中(対応未決定)のケース (うち一時保護中の児童)	510件 (30件)
---------------------------------	---------------

④在宅措置等ケース		322件
内訳	児童福祉司指導	259件
	継続指導	62件
	その他	1件

⑤施設入所措置等ケース		201件
内訳	児童養護施設	139件
	乳児院	17件
	児童自立支援施設	8件
	里親 (うち、ファミリーホーム)	21件 (1件)
	その他	16件

・児童相談所業務が開始するまでの期間（４月～６月）、児童福祉司・児童心理司を東京都北児童相談所へ派遣し、ケースの引継ぎを行ってきた。７月１日の業務開始後も引き続き、担当児童福祉司等が施設等への訪問等により面会の機会を大切にしながら業務にあたっている。

2、支援課から引き継いだケース	件数
支援課から引き継いだケース	150件

3、里親登録の状況		7月31日現在
里親登録数		41家庭
内訳	養育家庭	19家庭
	専門養育家庭	2家庭
	養子縁組里親	18家庭
	親族里親	2家庭

### (3) 相談受付の状況（速報値）

		7月1日～31日	一時保護した児童の件数
児童虐待相談		157件	9件
内訳	身体的虐待	48件	7件
	性的虐待	0件	0件
	ネグレクト	35件	1件
	心理的虐待	74件	1件
養護相談(児童虐待除く)		17件	2件
非行(虞犯・触法)		10件	2件
育成相談		1件	
障がい相談(愛の手帳等)		112件	
その他		9件	0件
合計		306件	13件

※東京都北児童相談所から引き継いだケースは除く

・新規相談受付後、支援課・援助課合同で全ケースを緊急受理会議等において、支援的要素・介入的要素を検討のうえ、役割分担を決定している。児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師、一時保護所職員等がケースに応じて連携し、専門的観点を踏まえて決定する援助方針に基づいて支援・援助を実施している。

・担当の割り振りについては、東武東上線ブロック・都営三田線ブロックに分けた地区制を導入している。職員が担当する地区を明確にすることで、当該地区の関係機関と顔が見える緊密な関係構築が可能となる。

#### (4) 里親説明会の開催状況

日時	開催場所	参加家庭数
7月14日(木) ①10:00～ ②11:15～	子ども家庭総合支援センター	2家庭
8月10日(水) ①9:40～ ②10:50～	高島平地域センター	4家庭
9月11日(月) (予定) ①10:00～ ②11:15～	常盤台地域センター	—

### 3 保護課における対応状況(一時保護所機能)

	学齢男子 (定員12名)	学齢女子 (定員12名)	幼児 (定員6名)
一時保護所入所児童数 (7月31日現在)	9名	14名	1名
延べ一時保護所入所児童数 (7月1日～7月31日)	11名	16名	1名

・児童にとって、家庭的で温かみのある場所となるよう、また児童がいつ入所してきても適切な支援が行えるよう、具体的な検討・調整を行い、7月1日に最初の児童を受け入れた。その後も児童の権利・意見を尊重しつつ、その児童らしく生活できるよう、日々の生活面のケア、食事の提供、健康管理、学習支援等を行っているところである。